



平成 28 年 8 月 18 日
国分寺市障害者施策推進協議会 資料 6
障害福祉課

答 申 第 1 号

平成 28 年 2 月 3 日

国分寺市長 井 澤 邦 夫 様

国分寺市障害者自立支援協議会

会長 大 塚 晃

答 申 書

平成 27 年 9 月 30 日付諮問第 1 号により諮問のありました「障害者計画の進
行管理、評価等に関すること」について、次のとおり答申する。

1 はじめに

わが国全体の動向として、戦後から一貫して増加してきた人口が、平成20年の1億2,808万人をピークとして人口減少局面に入っている。

また平均寿命の延伸による長寿化と、一方では少子化による人口構成が大きく変化し、急激な人口減少や少子高齢化を背景として、年金、医療、介護などの各制度において、今後も給付の増大や、医療や介護分野におけるサービス提供を担う人材の確保など多くの課題を抱えており、国分寺市においても扶助費の増大やサービス提供体制の確保など、制度の持続可能な運営を確保することが大きな課題となっている。

障害保健福祉施策は、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体制の整備等を図るための検討が、障がい者制度改革推進会議の「総合福祉部会」で議論され、平成23年8月には当該制度改革に係るいわゆる「骨格提言」が取りまとめられた。

その後、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める内容を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成24年6月に成立し、平成25年4月より施行（一部、平成26年4月施行）されている。

この障害者総合支援法の成立、施行により、難病患者等の対象拡大、重度訪問介護の対象拡大、相談支援の強化などが行われ、特に相談支援については、平成24年4月から、支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直すとともにサービス等利用計画作成の対象者を大幅に

拡大することとされた。

さらに、地域移行支援及び地域定着支援が個別給付化され、障害者の地域移行の充実を図ることとされた。

このほか、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置や、関係機関、関係団体、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者などにより構成される自立支援協議会（平成25年4月から「協議会」に改称。）が法定化され、地域における障害者等の支援体制の充実を図ることとされた。

今後の制度等の動向としては、障害者総合支援法施行3年後の見直しについて、社会保障審議会障害部会で検討され、報告書が出されるほか、平成28年4月には障害者基本法の第4条、障害を理由とする差別の禁止を具体化した障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行される。

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、地域における障害への理解を促進し、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた取組みを国分寺市としても一層推進することが期待される。

2 計画の進行管理及び全体評価について

本協議会は、平成27年9月30日付諮問第1号「障害者計画の進行管理、評価等に関する事」を受け、障害者計画の進行管理として、障害者計画に定められた「具体的事業」の進捗状況を示す平成26年度実績について、市から提

出された資料により確認した。

平成 26 年度においては、平成 27 年度から計画期間がスタートする国分寺市障害者計画（第 3 次）・第 4 期国分寺市障害福祉計画が策定され、その中で障害者計画における計画期間を、障害福祉計画との関係性や国分寺市における他の関連計画との整合性を図ることから、計画期間を 6 年間（平成 27 年度から平成 32 年度）に見直した。

そのことから国分寺市障害者計画の平成 26 年度実績は、最終年度として評価を行った。

この計画期間中は、国の障害保健福祉施策が国内法の整備等大きく動いた期間であり、当初の目標設定では評価が困難な事業については、制度改正後の新事業として、制度改正の背景を踏まえて評価を行った。

実施計画の実績概要では、推進目標値を上回った、又は目標達成し、事業終了したものが平成 25 年度と比較し増加した。また、目標値は下回ったが、平成 25 年度と比較し実績は伸びているなど、平成 25 年度同様概ね順調に推移していると評価する。なお、未着手の事業や新規事業、達成状況が目標値を下回っている事業については、制度改正等の理由によらないものは、引き続き、その実現や充実が可能となるように次期計画中に努められたい。

3 基本目標別評価について

本節では、障害者計画の進行管理及び全体評価の結果を踏まえながら、各論として、5つの基本目標の特に要点となる事項について評価を行う。

なお、平成 25 年度の答申に加えて、障害者計画に定める施策及び事業を推進するに当たっての参考とされたい。

(1)「基本目標1 自分らしい暮らしへの支援体制づくり」について

- 昨今の経済情勢や核家族化、少子高齢化などから、相談内容は複雑化、多様化しており、世帯内に複合的な課題を抱えている事例が増加していることや、市民が気軽に相談できる相談窓口の設置が求められている。市内の総合相談体制については、市役所内や市内の拠点整備という観点からも、体制整備について早期に着手されたい。
- 総合相談体制の整備に当たっては、当事者や関係機関などの意見を吸い上げながら、地域の実情に応じた支援体制の構築ができるように、今後再編が予定されている障害者自立支援協議会の課題別部会などの設置により検討されることを期待する。

(2)「基本目標2 自分らしい社会参加や学びへの支援」について

- 障害者及び障害児が地域社会と関わりながら社会参加をする場や機会の確保が求められている。社会参加を支援するための移動支援に関して、個々のニーズに配慮した支援が提供されるよう取組みを推進されるとともに、サービスを提供するヘルパーの不足について、市としても実態把握に努めるとともにヘルパー確保や、それ以外の仕組みについても当事者や事業者も含めて検討するほか、広く地域福祉の視点も含めて、課題解決に向けて検討されたい。
- 相談件数が増加している障害児支援については、障害の早期発見、早期療育という観点から、最初の気づきや不安などを適切に受け止めるような初期相談の充実と、その後の支援システムの構築につながるよう相談件数だけでなく、相談内容を適切に評価分析できるよう取組をされたい。

(3)「基本目標3 自分らしい働きかたへの支援」について

- 就労支援事業の利用者は目標値を大きく上回って増加しているところは評価できるが、就労継続支援B型については、利用方法について見直しが行われていることから、卒業後の円滑なサービス利用のために、教育分野、特に特別支援学校との連携強化を図られたい。
- 障害者の就労支援に当たっては、ニーズに応じて事業者を増やしていただくだけでなく、就労支援事業を利用し、就労の機会の確保や技術の習得等により経済基盤の確立や生活を豊かにすることを目標設定していく必要がある。
- 障害のある人の一般就労に向けて、障害者就労支援センターによる受入事業所の開拓、雇用促進、職場定着支援等の充実をさらに図っていく必要がある。

(4)「基本目標4 共に生きる地域社会づくり」について

- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行を見据えて、障害を理由とする差別の解消を推進し、また、障害に関する理解を深めるため活動や、広く市民への働きかけを強化する取組を推進されたい。
また、市としても努力義務とされている対応要領の作成に向けての取組を期待する。
- 情報提供体制の充実の観点から、市で作成している障害者のしおりについては、現行のものはわかりにくい点もあることから、改善と内容の充実を図られたい。
見直しに当たっては、当事者からの意見を吸い上げて、表現の工夫や丁寧

な説明がなされるよう配慮されたい。

(5) 「基本目標 5 自立を支援する人づくり」について

■障害者の自立を支援するためにサービス提供を担う人材の養成と確保、レベルアップについては、国や東京都とともに取組を強化されたい。

研修の実施については、東京都が実施するものではあるが、市としても事業者連絡会などを通じて、事業者への情報提供や受講勸奨などを積極的に実施されたい。

■障害の理解やその啓発については、教育との連携や、地域福祉の充実、地域における人と人とのつながりや助け合いにより、心豊かに暮らすことができるまちづくりとして、継続して推進を図られたい。

4 今後に向けて

以上が、国分寺市障害者計画の平成 26 年度実績に対する本協議会の評価であるが、答申の結語として次の 3 点を付言する。

(1) 策定された国分寺市障害者計画（第 3 次）・第 4 期国分寺市障害福祉計画の実施に当たって、本答申を踏まえたものとして推進されたい。

推進に当たっては、障害者計画に定められている推進体制にあわせて、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画についても、PDCAサイクルを効果的に活用されたい。

(2) 平成 24 年 4 月から、障害者自立支援法（現 障害者総合支援法）により自立支援協議会が法定化された。

平成 25 年度の答申にもあるように、障害者自立支援協議会が地域の実情に応じた運営の活性化を図っていくことが期待されていることから、平成 28 年度に向けては、具体的な再編について着手されたい。

- (3) 平成 25 年度答申にもあるように障害保健福祉分野の施策及び事業推進のための財源の確保や、福祉分野の人材確保を含む地域におけるサービス基盤の整備については、継続して市としても国の動向等を注視するとともに、市内の福祉関係者や専門機関との連携やネットワーク構築、地域で支える体制を整備していきながら、制度の安定的な運営のための必要な財源の確保や市だけでは解決が困難な課題については、国及び東京都へ対する要望も含めて検討されたい。

以 上